

野田市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和5年8月9日午後2時00分、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1、2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
3 番	筑 井 正	4 番	齊 藤 和 夫
5 番	石 塚 正 夫	6 番	遠 藤 一 浩
7 番	吉 岡 清 美	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐見 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

〈農地利用最適化推進委員〉

1 番	江 村 昭 夫	2 番	中 島 利 男
3 番	針ヶ谷 久 翁	4 番	藤 井 文 男
5 番	岡 田 武 志	7 番	金剛寺 浩 一
8 番	張 替 均	9 番	山 田 教 明
10 番	池 澤 保	11 番	木 村 安 雄
12 番	知 久 清 治	13 番	松 沼 貴
14 番	和 田 利 浩		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 競(公)売買受適格証明願について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 野田市農地利用最適化推進委員の辞任について

議案第8号 野田市農地利用最適化推進委員の欠員の補充について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約について
報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について
報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について
報告第7号 農地の現況に関する照会について
報告第8号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
主査	松崎 哲史

議長 ただいまから令和5年第10回野田市農業委員会を開会します。

また、本日の会議に、1名から傍聴の申出がありましたので、報告します。

本日の欠席者は、3番、筑井 正 委員 所要のため欠席です。

野田市農業委員会会議規則第8条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

5番 石塚 委員

6番 遠藤 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第8号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議事に入る前に新しい委員も数名いますので秘密保持義務について、改めまして、皆さんと確認したいと思います。

農業委員及び農地利用最適化推進委員には、近年、個人情報保護の必要性が高まっていることや、農地現況調査、総会等による農地台帳の多量の個人情報を扱うことになることを踏まえ、農業委員会等に関する法律第14条及び24条に「秘密保持義務を課する」と規定されています。

保持すべき秘密の対象としては、農地台帳の農地所有者及び賃借人等の住所、賃借等の額その他職務上知り得た秘密が該当すると解されています。

その他職務上知り得た秘密とは、例えば議案資料や現場活動等を通じて知り得た、当該農業者の家族構成、経営実態、資産状況等です。

農業委員及び推進委員は、その職に在る間はもちろん、その職を退いた後も、秘密保持義務を負い、これらに違反した場合には、違反者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

また、農業委員会手帳の４ページにも掲載されていますので、確認していただきたいと思います。

私も含めまして法令遵守しなければいけないと考えていますので、よろしくお願いします。

ただいまから議事に入ります。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第１号申請番号１番についてご説明いたします。

１ページをご覧ください。

申請地は、田２筆で５６４８平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、経営の縮小のため、譲受人は、農業経営の拡大するためとなっております。

農地法第３条第２項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和５年７月２４日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第１班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は１班が担当で、８月４日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第１号申請番号１番から６番、議案第２号申請番号１番、議案第３号申請番号１番から１８番については遠藤委員が、議案第１号申請番号７番、８番、議案第３号申請番号１９番から２６番議案第４号１番、議案第５号１番については藤井委員が報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、議案第３号申請番号第２６号と合わせて、藤井委員と山田委員、事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、非農地と判断しました。

それでは、議案第１号申請番号１番について遠藤委員から報告をお願いします。

遠藤委員 議案第１号申請番号１番について報告します。

申請地は、目吹字西坪前の田１筆と目吹字目吹新田の田１筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第１号申請番号２番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 250 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続により土地を継承しましたが、自身で農地を管理していくのが難しいため、譲受人は、自宅に隣接している土地であり家庭菜園のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 2 番について報告します。

申請地は、宮崎新田字下坪の畑 1 筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番から 6 番については、同一申請者なので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 3 番から 6 番についてご説明いたします。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 5 筆で 5429 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢や相続にて所有権を得たが農地経営を行わないため、譲受人は、経営規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 7 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 3 番から 6 番について報告します。

申請地は、中里字松葉の畑 5 筆で耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請人 農業経営は56年ほどになります。

労働力に関しては妻、娘、孫たちで行います。

作物に関しては、以前栗と言いましたが、JAの人たちと相談しまして、トウモロコシや落花生なんかがいいのではないかと。

直売をするので、地元の人たちと野菜が被らないように。

出荷場所に関しては直売や委託販売としては、スーパーとかJAさんに引き取ってもらえるというはなしです。

作付け計画では栗だけと出したんですけど、今回トウモロコシや落花生を作付けしようと思いました。

農業用機械に関しては、トラクター29馬力、管理機、軽トラ、草刈り機等です。

トウモロコシを作った場合に殻が丈夫なので、それを砕くため、ハンマーローターというのがJAさんにありますので、それは貸していただけますとのこと。

乾燥は、近所に乾燥車を持っている人がいるので、そこに貸してもらいます。

他に必要なものが出てくるとは思いますけど、それは購入します。

現地には、いろんなものを設置しようと思っています。

以上になります。

議長 何かご質問ありますか。

川辺委員 栽培技術はどこで教わったんですか。

申請人 栽培技術は元々家が農家ですから、高校卒業してからずっと農業してました。

川辺委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

宇佐見委員 落花生というお話があったんですが、落花生の中でも炒って加工する落花生と、茹でて加工する落花生があると思うんですが、どちらの方をやると思っているんですか。

申請人 これからそれは勉強して、作ったら、結構な量になりますので、多分両方になると思います。

宇佐見委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

荒木委員 先程のご説明の中で、労働力ご家族、お孫さんもと話がありましたけども、後継者としてご自分が認識されている方はいくつですかね。

申請人 今 21 歳です。

荒木委員 わかりました。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

―異議なしの声あり―

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

―申請人退席―

議長 次に申請番号 7 番 8 番については、同一申請者なので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 7 番 8 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 590 平方メートル、田 2 筆で 4399 平方メートル、合計 4989 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 7 月 21 日 24 日に受付をしております。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第 1 号申請番号 7 番、8 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字下根の畑1筆、木間ヶ瀬新田の田2筆で畑は肥培管理、田は耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番と不可分の案件のため、一括して審議します。

議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で390平方メートルとなっております。

転用の目的は、資材置場用地です。

令和5年7月21日に受付をしております。

以上です。

次に議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で406平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和5年7月25日に受付をしております。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第2号申請番号1番議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き、資材置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 両申請についてですが、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号申請番号 1 番及び議案第 3 号申請番号 1 番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で400平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による譲受人が経営する会社の車両置場用地です。

令和5年7月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き整地して車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ロープ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番の説明をする前に、申請番号2番から10ページの申請番号26番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番から 9 番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 3 番から 9 番についてご説明いたします。

3 ページから 5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 8 筆で 10211 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定によるものです。

令和 5 年 7 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 3 号申請番号 3 番から 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農振農用地区域内の農地です。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、一時転用で土砂等の利用による農地造成を行う計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については浸透、自然流入となっております。

周辺農地への被害防除対策は、法面による整備をする計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたが、皆さんと一緒に申請者からの事業計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

それでは、自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請人入室—

申請人 ○○の代表○○と申します。

こちらは○○と申します。

今回の農地再生ということで、利用計画の説明をさせていただきます。

お手元の資料にあるようにですね、今回○○の○○地区で約 10000 平方メートルの荒廃農地が耕作していないと、地権者の方からぜひ何とかならないのかというご相談がありまして、それではということで、地権者さんとお話をして賃借契約を結ばさせていただいて、農地の再生というのをさせていただきます。

この事業については一時転用ということで、農地造成ということで、環境保全課さんの方と協議しています。

農業委員会さんのご承認、環境保全課さんの残土条例、二重のチェックを通していきたいと思っています。

先般 7 月 20 日にですね、地元説明会ということですね、半径 300 メートル以内の住民の方に集まっていたきまして、本件の事業を説明させていただきました。

みなさんのご意見は今まで荒れていて、非常に見苦しいと、いうこともあるものですから、ぜひ綺麗な芝生を見たいと、いうことでお褒めの言葉もいただきました。

中には、どういう土を入れるか心配だと、水質検査、土質検査もろもろ、そういった話もありました。

やはり野田につきましては、残土の問題が非常にありまして、残土山みたいになっちゃうという地権者様の話もありますから、これは農地として、きちっと再生させる事業ということで、各行政の指導のもとに進めさせていただきました。

順を追って説明しますと、説明内容、荒廃農地の再生、芝生の整備、芝生生産として農地を再生させると、さっき言ったように資料に平面図、断面図があります。

これは 2 本抜けているんですが、土地の地権者さんが折り合いがつかないため抜けているんですが、手前向かって左側の方は今日契約いただきまして、やっていただけるとのことでしたが、今回の申請には既に間に合わないとのことで、着工してから後に再度申請する予定でございます。

真ん中で抜けているものは地権者が外国の方に全部売ってしまったものですから、海外に居るということで、戻ってきたら再度話し合おうということで、事業を説明しましたらいいよということで内諾をいただいております。

とりあえず今回の申請は、2 つ抜けてるもので、申請させていただきます。全体的には 12000 平方メートルなんですけど、今回 2 つ抜けているために、約 10000 平方メートルということで、図面にありますように、盛土の方は道路から見て約 50 センチメートル程度、南に傾斜があるという状況で、土の量の方も約 13000 立方メートル入れる予定です。

やはり良質な土ということで、環境保全課さんの方も採掘する発生元の証明、場所を確認したいと、入れ込んだ後の土も土質検査をすると、指導を受けています。

今回〇〇さんが農地転用出していると思うんですが、農地転用した場合に駐車場、資材置場として利用させていただくことになっており、その畑の表土、赤土を今回の運賃で受けて今回の〇〇地区へ入れていくことを予定しております。

土の再利用ということでさせていただきます。

当然汚染土や建設残土といったものは一切入れるつもりはございませんし、入れられません。

ですからその辺は立ち合いとかもありまして、チェック体制クリアにしながら、市の方と共に色々見ていただきながらやろうと考えております。

いろんな各方面への申し合わせなんですけど、盛土する着工前に現状土の分析を予定しております。

実際に今も汚染が無いということを証明した後に発生元証明を付けた土を入れさせていただきます。

土の量なのですが、8 トン、10 トンダンプで 20 台から 30 台程度を予定しております。

これは発生元の都合もあると思うんですが、変更することもあると思います。

通学路とかそういったことに注意しながら、排出時間は8時から4時ということで予定しています。

通路には注意しながら運搬させていただきます。

〇〇はまだまだ若い会社で、あくまでも〇〇の下で指導を受けています。

ですから〇〇の方の土をどういう風に利用するかということで今後もこういった事業をどんどん行っていこうかと思います。

芝生の方なのですが、元々の資料にティフトンとありますけども、これは最近サッカー場の芝生、あと野球場の芝生、特にアメリカメジャーで非常に有効に利用されている、ていうのも、ゴルフ場に適さない芝で、伸びるのが早い、週に1回くらい刈らないとぼさぼさになっちゃうものなんでティフトン芝、これはあのアメリカ系の暖冷芝というものです。

日本のは本来野芝というものなのですが、ティフトンというのは暖かいところの芝なので非常に強いし伸びるのが早いと、ゴルフ場には適さないとのことなので、この辺で使ってるのはグリーンの周りですね。

これから運動場ですとか、サッカー場ですとか、に利用する。

ちなみにサッカー場の芝生っていうのは、国際規格で70メートルの120メートルですから面積で約9000平方メートルを使うのが1面の張替えとなります。

ティフトン芝っていうのは平方メートルあたり3000円から3500円ということで取引されております。

一般向けには販売しませんが、商社を通じてグラウンドに販売します。

販路については商社が一括して買うということで、農地法第3条を出して、作付けした段階で先物の予定価格の半分のこちらにというふうなシステムでございます。

やはり、芝生を植えてから1年半から2年かかるということで時間はかかりますけども、野田市の方では初めてこういった芝を植えるということで、大変興味があるのでぜひよろしく願います。

以上です。

議長 何かご質問ありますか。

宇佐見委員 あそこ現地調査行ったときに雨が降っていたんですけどかなり下が緩いというような感じなんですよ、平均の多い所と少ない所があると思うんですけど、普通が1メートルとして下の水が上がってきてぬかるむんじゃないかというような感じがするんです。

この芝自体は湿気とかそれに対しては完全に強い品種なんですか。

申請人 芝生の根っこはある程度湿度が必要になるんですが、やはりおっしゃるようにより水が上がってきて根腐れを起こすのではないかと提案なんです、実際の芝生は水捌けがいい方です、俗に言えば川砂、山砂そちらをある程度20センチ入れてそこに芝生を植えるというのがベストなんです。

ただ、あんまり低いとしのが出てきちゃうんですね、50センチだと出てきちゃうよと、しの
というか萱が出てきちゃうと芝生が阻害されるよと、ご意見があり、相談しています。

ですからある程度盛土で押さえながら、で、最後に山砂川砂を入れて作っていくと考えていま
す。

また、勾配を2パーセントとって雨水がたまらないようにします。

宇佐見委員 わかりました。

議長 他にご質問ありますか。

山田委員 ここの農用地、申請の出ている土地が萱になる前、大豆作り事業に参加していたもの
なんですけども、あそこは〇〇のところの農地ですよ。

申請書を見てると農用地の指定なしとなっているんですけども、問題は特別ないですよ。

申請人 20年以上経っているので問題ないと言われています。

山田委員 あそこは地所は転作事業に賛同してやっているんで農用地の指定はなしというのはど
ういうことですか。

埋め立て事業計画書という中に、農用地の指定なしとなっているので、農用地じゃないのは。

事務局 こちらの方の申請書には農用地と書いてありまして、計画書の方が誤りだと思います。

山田委員 転作事業やるんで大豆作り、前に草になる前にやっていたんですよ。

基盤整備した土地なんで農用地じゃないのはおかしいんじゃないかなと思ったんです。

申請人 私の記載ミスです。

議長 ここの図面の下、水路ありますよね、ここ水路埋まっちゃうと道路が水浸しになっちゃう
んで、それが無いようにお願いしたいです。

申請人 それは十分配慮して行います。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

事務局 山田委員の質問の補足させていただきますと、議案には農用地となっております。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は受付済みの書類が添付されており、土地改良区から問題ないことが確認されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 10 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 887 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 3 号申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現状のまま太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番から 15 番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 11 番から 15 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 8 筆で 10108 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 7 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第 3 号申請番号 11 番から 15 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生えている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現状のまま太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については区域外であることが確認されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 16 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 16 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 314 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場及び資材置場用地です。

令和 5 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 3 号申請番号 16 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプ柵で囲う予定です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、意見書に該当しない事が確認されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 17 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 17 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 2161 平方メートルのうち 0.19 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による営農型太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 3 号申請番号 17 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生えている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現状のまま営農型太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺にネットを設置する計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたが、皆さんと一緒に申請者からの事業計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

申請人 私〇〇の〇〇と申します。

よろしくお願いいたします。

計画説明の前にですね、簡単に当社のご案内をさせていただきたいと思ひまして、電気工事をさせていただいている会社でございます。

近年では建物内の電気工事以外に、太陽光発電設備ですとか、風力発電設備といったものをやらせていただいております。

グループ会社として野田市の〇〇と〇〇の方ですね、今から 8 年ほど前農業関係をやらせていただく〇〇という会社を設立させていただきまして、野田市の方で野菜を生産させていただいております。

続きまして、今回の計画の説明ですけれども、〇〇の方にある当社のビニールハウス、こちらの北側の土地を以前から将来用ということで賃借しておったのですけれども、地番でいきますと〇〇というところなんです、こちらの方にですね、営農型の太陽光発電設備を建設いたしまして、その下ですね、ブルーベリーの栽培を行おうというふうに考えております。

規模としてはですね、土地の面積としては、約2100平方メートルほどあり、そのうちの約460平方メートルを太陽光パネルの土地にしまして、その下でブルーベリーの栽培をしようと思っています。

今回非常に小規模な太陽光発電設備なんですけれども、これは発電した電気をですね、いわゆる東京電力さん等に売電するわけではなくて、その隣にあります、当社のグループ会社〇〇のビニールハウスの方で、使用しようというふうに考えております。

それとですね、近隣の住民の方にも大変お世話になっておりますので、もし災害等があつて、停電とか断水してしまったとかときに当社の方井戸水を使っていますので、最近ですとスマートフォンの充電ですとか、あるいは井戸水のポンプ、太陽光発電の方から電気を供給してですね、電気と水については近隣の方が、災害の時にはお使いいただけるようになっております。

非常に簡単ですけれどもご説明させていただきました。

議長 1つ良いですか。

パネルで作った電気を蓄電池にためておく、それで賄うということによろしいですか。

申請人 はいそうです。

議長 あんまり曇りの日とか続いちゃうと無駄になっちゃう。

その場合は買うということですか。

申請人 そうです。

足りない分は買います。

議長 わかりました。

もう1ついいですか。

これ高さはどのくらいですか。

申請人 高い所で2.8メートル、3メートル以下です。

議長 わかりました。

他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。
退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 18 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1014 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 7 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 3 号申請番号 18 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現状のまま太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 19 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 19 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 116.70 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和 5 年 7 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第 3 号申請番号 19 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給水は前面道路の水道を取水し、排水は合併浄化槽の後、集落排水に流します。

雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックで囲う予定です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されております。

土地改良区の意見書及び排水同意書は受付済みの書類が添付されており、土地改良区から問題ないことが確認されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 20 番、21 番については同一事業者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 20 番、21 番についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 746 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 5 年 7 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第 3 号申請番号 20 番、21 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、工事中でした。

砂利敷で、始末書が添付されています。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀で囲う予定です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されております。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 22 番、23 番については同一事業者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 22 番、23 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1513 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年7月25日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第3号申請番号22番、23番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う予定です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書及び工事請負契約書が添付されております。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号24番、25番については同一事業者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番24番、25番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で990平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年7月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第3号申請番号24番、25番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う予定です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されております。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 26 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 26 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 4 筆で 217.84 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和 5 年 7 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第 3 号申請番号 26 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 1 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、排水は合併浄化槽処理後側溝に排水、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されております。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

後藤委員 自分が委員としてお伝えしたいんですが、24番、25番、22番、23番もそうだと思うんですが、保全管理されている農地でした、と委員から報告がございました。

ということで、工事が終わった後の管理についても徹底をしていただきたいなということをお願いをしたいと思います。

要は現状はきれいになっている農地でしたということですよ。

というのは太陽光になれば、この後草が出てくる問題になると思うんです。

それが無いように指導をお願いしたいなということです。

フェンスで囲ってどうこうありますけど、それはそれとして、管理を徹底していただきたいということです。

ここだけに限らず。

江村推進委員 今の質問の中で、太陽光ということで、どんどん作っているんですが、その畑の中で、しっかり黒いシート、マットとか草が生えないように、砂利を敷いたりとかそれは許可を取ってやっているんでしょうけど、それで草が伸びた場合、業者さんが一部ブルーベリーを植えるとかのもあったんですが、その辺の決まりってというのは特にないんですか。

業者さんに草を刈らせるとか、マットを張るとか、きちんとするとかということ、業者によっては黒いマットを張っているところもあるんですが。

事務局 防草シートを施工する人もいますし、砂利の人もいますし、今回はそこで整地して、フェンスをやる計画です。

後藤委員 わかりました。

許可の時にはそういう周辺農地に影響が出ないように言っただけのことですね。

議長 特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の申請番号2番から26番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「競（公）売買受適格証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをご覧ください。

今回の証明願いは、転用を目的とした競売に参加しようとするものからの買受適格証明願いとなっております。

転用目的ですので、農地法第5条の許可基準に基づき審査していただくものでございます。

土地改良区の意見書、同意書については添付がありません。

落札者が改良区へ手続きするよう、改良区と協議が整っています。

また、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいません。

それでは、議案第4号申請番号1番についてご説明申し上げます。

申請地は畑1筆で396平方メートルとなっております。

転用の目的は、資材置場です。

令和5年7月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第4号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、切土、盛土等を行わず、砕石敷にて整地をして資材置場にするものです。

給排水関係は、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 続いて、議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 34 年頃より宅地とし利用し、現在に至っております。

昭和 43 年 8 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 5 年 7 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 議案第 5 号申請番号 1 番について報告します。

現地はアスファルト舗装されており、宅地として使用されておりました。

現地調査の結果、非農地と判断しました。

以上です。

議長 ただいま事務局、現地調査班の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員 事務局との説明と議案が違うのですが。

事務局 説明の誤りでして、所有権の取得が昭和 34 年でして、宅地として利用していたのが平成 14 年からになります。

荒木委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 6 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号についてご説明いたします。

13 ページから 14 ページをご覧ください。

野田市長より令和 5 年 7 月 31 日付けで、令和 5 年度第 4 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、2 年の使用賃借権設定が畑 1 筆で 609 平方メートル、5 年の使用賃借権設定が畑 2 筆で 5669 平方メートル、6 年の賃借権設定が畑 6 筆で 3928.57 平方メートル、10 年の賃借権設定が畑 7 筆で 3781 平方メートル、となっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

翻案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで議案を追加します。

議案第 7 号「野田市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 令和 5 年 8 月 9 日付で吉岡健志委員より、辞任願が提出されました。

本件は、農業委員会等に関する法律、第 23 条「推進委員の辞任、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」の規定に基づき、今回の農業委員会総会の議案として上程させていただいたものでございます。

議長 次に後藤運営委員会議長より、運営委員会からの報告をお願いします。

後藤運営委員会議長 総会前に運営委員会を開催しました。

辞任の事由について、正当な事由と認められるため、本日追加議案にすることになりました。以上で報告を終わります。

議長 ただいま事務局の説明及び運営委員会の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 7 号について、採決します。

本案について、辞任について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、辞任について同意することに決定しました。

ここで、議案を追加します。

議長 議案第 8 号「野田市農地利用最適化推進委員の欠員の補充について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 7 号「野田市農地利用最適化推進委員の辞任について」が可決されたことにより野田市農地利用最適化推進委員 1 名が欠員となりました。

野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第 9 条の規定により、「農地利用最適化推進委員に欠員が生じ、事務に支障を及ぼす場合は、速やかに欠員の補充の手続を行うものとする。」ことから、今回の農業委員会総会の議案として上程させていただいたものでございます。

議長 次に後藤運営委員会議長より、運営委員会からの報告をお願いします。

後藤運営委員会議長 運営委員会の結果を報告します。

農地の最適化を推進するにあたり、農地のあっせん、遊休農地の発生防止と解消、新規就農の促進及び地域計画の策定において地域ごとの中心的な役割を担うコーディネーター役等の業務があり、これらの業務を努めるのに3年間の欠員は非常に困難であるため、速やかに欠員の補充の手続を行うという結論となりましたので、本日追加議案にすることになりました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま事務局の説明及び運営委員会の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第8号について、採決します。

本案について、補充の手続を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、推進委員の補充について手続を進めることに決定しました。

次に移ります。

議長 「報告第1号から第9号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第4号についてご説明いたします。

報告事項の1ページ4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、4件受理しております。

次に5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に6ページから10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、17件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約は、2件提出がありました

次に12ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地利用集積計画の中途解約は、2 件提出がありました。

次に 13 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用配分計画の中途解約は、1 件提出がありました。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が 4 件ありました。

次に 15 ページをご覧ください。

報告第 8 号 軽微な農地改良の届出については、1 件提出がありました。

以上です。

議長 報告第 7 号の登記官照会については、昭和 56 年 8 月 28 日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員 3 名以上と事務局職員で調査にあたることとなっております。

私が現地確認をしましたので報告します。

報告第 7 号登記官照会について報告します。

番号 2 番、目吹字宮作 1095 番地に、令和 5 年 5 月 31 日に私と飯塚推進委員、渡野邊推進委員、事務局職員 1 名と現地調査を行いました。

照会地は、入り口部分はアスファルト舗装されており、資材置き場として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です

ただいま事務局の説明、報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 50 分)

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和5年8月9日

議 長

署 名 人

署 名 人